

## 講演5 「障害学生修学支援ネットワーク事業について」

谷川 敦（独立行政法人 日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課・課長）

＜講演概要＞ 平成18年5月1日現在で日本学生支援機構が調査した「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」の結果によれば、1人以上の障害のある学生が在籍している学校は約6割あり、そのうち、障害のある学生が学校に対し支援を申し出て、なおかつ学校が支援を行っているという学校は、約4割あることが明らかとなった。こうした背景については、今後調査が必要であるものの、高等教育機関における障害学生の受け入れ体制は、先進的な取組を進めている大学がある一方で、全体としては十分な体制が整備されているとは言い難い状況にある。

そのため、日本学生支援機構としては、各大学等のネットワークを構築し、障害のある学生の修学支援体制を整備するため、研修、相談事業、研究促進の3本柱として「障害学生修学支援ネットワーク事業」を実施しているところである。とりわけ、全国を11地域ブロックに分けて、先進的な取組を行っている大学を「拠点校」として、全国の大学等で、障害のある学生の修学支援を担当している職員等からの相談に応じる「相談事業」を昨年10月から開始したところである。

こうした取組等を通じ、各大学等における障害学生の受け入れの促進に取り組んでまいりたい。

### 日本学生支援機構について

ご紹介に預かりました日本学生支援機構で特別支援課長を拝命しております谷川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まずもって、独立行政法人日本学生支援機構でございますが、ご存知ない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、どういう組織なのかについてご説明いたします。

最近何かと話題となっている独立行政法人は、独立行政法人通則法に基づいて各独立行政法人ごとに法律を定めて独立行政法人が設立されております。日本育英会と聞きますとよくご存知の方も多いかと思いますが、ここにありますように、日本学生支援機構は、日本育英会等の5つの団体を統合して、平成16年4月1日に発足しております（図1）。

仕事としましては、奨学金の貸与の事業、留学生の事業、学生生活支援の事業により大学等を総合的に支援しています。その中で私のおります特別支援課は、新しい仕事として初めて立ち上がった課でございます。それ以外の仕事というのは、育英会が持っておりました奨学金事業、日本国際教育協会等が持っていた留学生事業、あるいは文部科学省で持っていた事業、そういったものを全部統合して日本学生支援機構で仕事をするようになったのですが、高等教育の特別支援教育に関しては、文科省も持っておりませんでしたし、この5つの団体でも持っていなかったということで、全くゼロからスタートし、この4月で4年目を迎えたということでございます。

### 日本学生支援機構の発足

- （特）日本育英会
- （財）日本国際教育協会
- （財）内外学生センター
- （財）国際学友会
- （財）関西国際学友会

統合 ⇒ 独立行政法人日本学生支援機構  
（独立行政法人日本学生支援機構法による）

図1

## 障害学生の修学支援に関する実態調査

特別支援課が立ち上がりまして、まず何をすべきかと色々やってきた訳でございますけれども、まずもって

高等教育機関において、障害のある学生というのはどれぐらい在籍しているのかというデータが実はございませんでしたので、2年前の平成17年度に初めて調査をさせて頂きまして、2回目の調査である平成18年度のデータをこの5月に発表させて頂きました<sup>1)</sup>。それがこちらのデータでございます(図2)。対象は大学、短期大学、高専でございます、大学院も入っており、学生総数は約300万人でございます。300万人の学生のうち、障害のある学生さんは約5,000人、全体に占める割合は0.16%であることがわかりました。障害種別にみますと、視覚が510人、聴覚・言語障害1,200人、肢体不自由が1,751人となっております。先ほど堂平先生からお話がありました発達障害につきましては127人という結果でございますが、この発達障害に関しましては、疑われるという学生は含めないデータを取っています。医師の診断書のある者ということに限定して調査をしています。

次に在籍学生数別に分類してみたものでございます(図3)。そうしますと、障害のある学生さんが1人もいないという学校は497校で、全体の42.6%。1人は182校というようにだんだん減っていく訳でございます、2人から5人在籍しているという学校まで、全体の約8割を占めるということになっております。4割の大学等におきまして、障害のある学生がいないという回答になっておりますけれども、そもそも受験者がいるのかいないのか、そういった背景等については、実はまだわからないところで、今後こういったことも含めて調べていければと考えてるところでございます。このように数値で示してしまいますと、非常に数値だけに囚われてしまいがちでございますけれども、そもそも大学へ進学するかどうかということは、本人の意思だろうというふうに考えておりますし、どこの大学を選ぶかということも、その本人の意思だということでございますので、結果として全ての大学に障害学生が1人以上在籍するという結果はありえるとしても、必ずしも1人以上の学生が全ての大学等に在籍することを目指すものではない、と考えております。

障害のある学生さんのうち、全ての障害のある学生さんが支援を受けているという訳ではありません。大学等に対し学生さんの方から支援を申し出まして、それに対して学校がなんらかの支援を行っている学生 - これを私どもでは「支援障害学生」と呼んでいるのですけれども - その数であります(図4)。そうしますと、約5,000人の障害のある学生のうち2,256人、約半数ぐらいが学校に支援を申し出て、学校から支援を受けているという結果になっております。これを右側のほうを見て頂きますと、視覚障害と聴覚障害は非常に支援率は高くなっているということになっております。

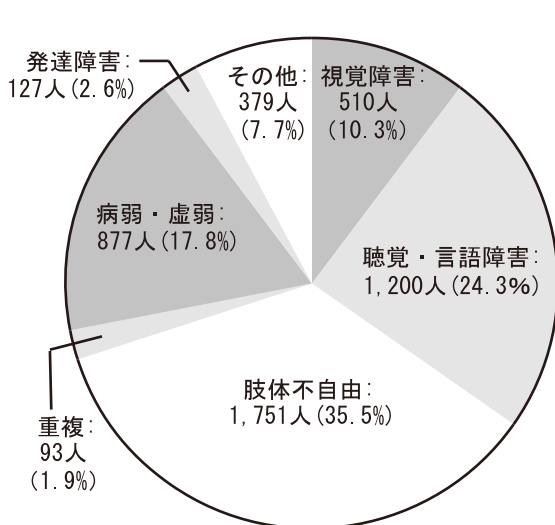


図2 障害別障害学生数(障害学生数:4,937人)

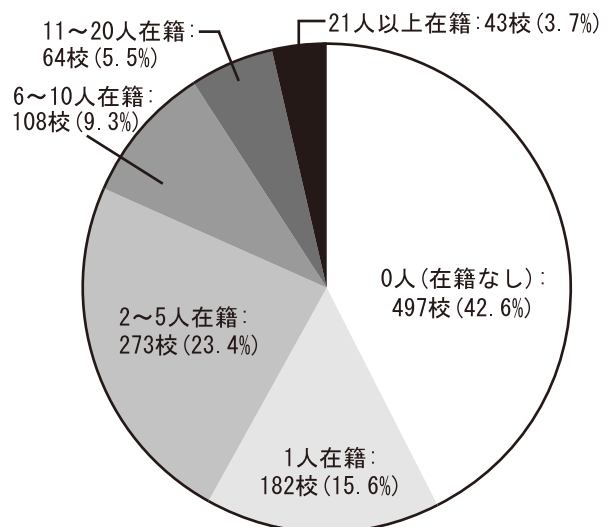


図3 障害学生在籍状況(回答校数:1,167校)

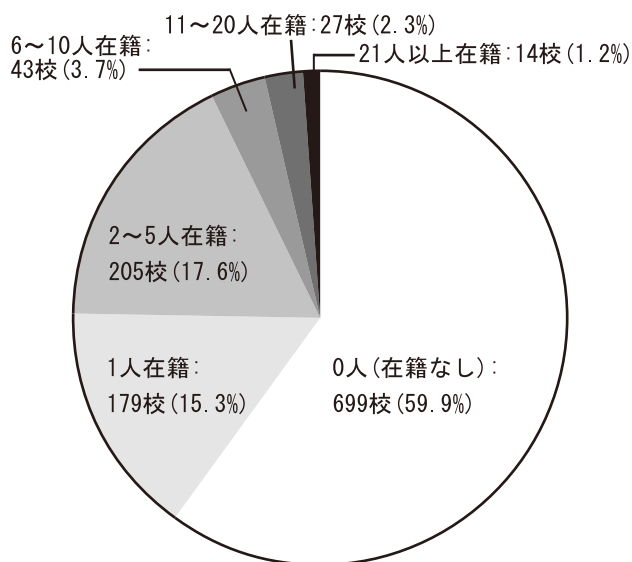
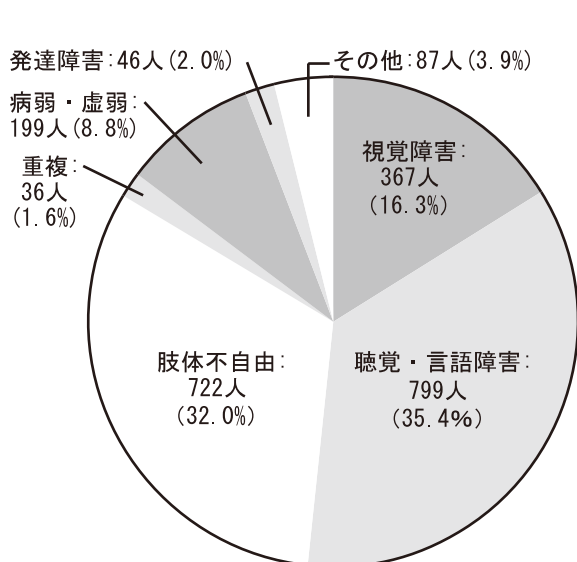


図4 障害別支援障害学生数(障害学生数:2,256人) 図5 支援障害学生在籍状況(回答校数:1,167校)

更にこれを学校数別に見ますと、支援障害学生が1人もいないという学校は約6割でして、1人の学校は179校となっております(図5)。障害学生が在籍している大学等は0人以外の学校数でございますので、そちらは57.4%ありました(図2)。そのうち学生が支援を申し出て、支援を行っている大学は40.1%あります(図5)。ということで、障害学生が在籍しているけれども学生が支援を申し出ず、支援を行っていない大学はその差となる17.3%あるという結果になっております。この実態調査の結果報告書は、お配りさせて頂きましたピンク色の冊子になりますが、まだ2回目ということで、まだまだ調査したいことも沢山あるのですが、参考にして頂ければ幸いです。それから、今後はこの調査を通して、これから初めて障害のある学生を受け入れる大学等も増えてくるのではないかと考えておりますし、また、現在受け入れている大学等においても、新たな障害種に対応していかなければならないということも予想されるというふうに考えております。また、発達障害に関しましては、今後、大きな課題になるのではないかとこのふうにも考えております。

### 支援機構の取組

このような実態調査の結果を踏まえまして、日本学生支援機構として、どういうことに取り組んでいるかということでございます。初等中等教育の場合は、教育委員会があって、そこから指示・命令という形がありますけれども、大学等の場合は、そういう形になっておりません。障害学生の支援は各大学等が独自に取り組んでいるわけであり、先ほどからいろいろ先生方のご報告がありました。大学の中において、個々の先生の取組によるところが大きく、大学としての蓄積はなかなかされていないというようなご指摘もあったかと思っておりますけれども、日本国全体としてもそういった蓄積はされていないと思っております。そのため、初めて大学で障害学生を受け入れたときに試行錯誤する。ということで、私どもとして、ある程度標準化したものを大学等に提供して、それを参考にして頂いて、大学の方で体制を整備していくものがあれば良いのではないかとこの1から3の3つのもので、これまでの3年間で作ってきたところでございます(図6)。これから紹介します3つは、全部ホームページに載っております<sup>4)</sup>。

### 日本学生支援機構の取組

支援について大学等間で情報共有されていない  
⇒ 標準化した情報を支援機構が提供

1. はじめて障害学生を受け入れるにあたって  
入学準備から入学後の様々な場面で必要な支援体制や方策を時系列にわかりやすく解説
2. 障害学生修学支援メニュー  
必要な支援をメニュー形式で情報提供
3. 障害学生修学支援のためのFAQ  
基本的な疑問にQ&A形式で解答

図6

初めて障害学生を受け入れるにあたって まず1つ目の「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」<sup>2)</sup>は、左側の方に目次がございますけれども、こうしたそれぞれの項目ごとに応じて、具体的にどのようなことに注意して進めていけば良いかということをもとめているものでございます。

**障害学生修学支援メニュー** それから「障害学生修学支援メニュー」<sup>3)</sup>。これは廊下の方にお配りさせて頂いておりますけれども、入試などの項目に分類し、更にそれが障害種別ごとに分類されております。その中で、最低限必要なものはどれか、標準的に整備しておく必要があるのはどれか、できればこれは整備しておいた方が良いのではないかと、というランク分けをしてまとめたものでございます。ある程度の参考でございますので、それぞれの障害種、学校の状況に応じて考えて頂くものでございます。例えば視覚障害の場合、入試の時には問題の点訳が必要などの項目が示されており、その項目をクリックしますと、具体的にはこういうような体制が必要で、支援内容はこういうことが必要でしようということを、もっと詳細にまとめている画面が出てくる、という内容になっております。

**FAQ** もう1つ。FAQでございますが、これは一般的に質問の多いような内容につきまして、質問形式でお答えをしているというものでございます。

**障害学生修学支援ネットワーク事業** 肝心の「障害学生修学支援ネットワーク事業」でございますが、これは全国の各大学等のネットワークを構築いたしまして、連携を図ることで、大学等における障害のある学生の修学支援体制を充実しようということで、平成18年度、昨年度からでございますけれども、大きく3つの柱でネットワーク事業を構築しているところでございます(図7)。この3つの柱は、研修、相談事業そして研究促進事業でございます。

この事業では、全国を11のブロックに分けて、そのブロックで先進的な取組を行っている大学等を拠点校として位置付けております。現在はこちらにございますとおり、宮城教育大学、日本福祉大学、筑波大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学、この7校に拠点校になって頂いております。その拠点校をサポートする機関として、独立行政法人の国立特別支援教育総合研究所と筑波技術大学に協力機関としてご協力頂いているところでございまして、私ども機構は事務局として運営しているところでございます。

筑波技術大学のことをご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんので紹介させていただきますと、昭和62年に聴覚障害者と視覚障害者のために、国立の3年制の短期大学として創設されまして、平成17年の10月に筑波技術大学に改組されております。現在は短期大学と併設されておまして、短期大学生が全員卒業するまでは短期大学の学生も在籍していることとなります。学部としては、聴覚障害者であるということが入学資格である「産業技術学部」と、視覚障害があることが入学資格である「保健科学部」の2つがありまして、履修上の配慮を行った高等教育を展開しております。

**相談事業** 先ほど3つの柱ということを申し上げましたけれども、この中で、とりわけ昨年の10月から全国の大学等で障害のある学生の修学支援を担当している教職員からの相談に応じる「相談事業」を開始しているところでございます。相談できるのは各大学の教職員の方々ということになっておりますが、自分の該当するブロックの拠点校に限らず、どこの拠点校に対しても相談できるようになっております。現在まで拠点校に対しまして、様々な相談が寄せられておりますけれども、機構としましては、そういった相談を単に事務処理するというのではなくて、参考になる情報等につきましては、FAQ形式等によりまして大学等に情報提供し、ご活用して頂ければというふうに考えているところでございます。こちらは各拠点校で、こういった障害の相談に応じることができると、ということを一覧にしているものでございます。

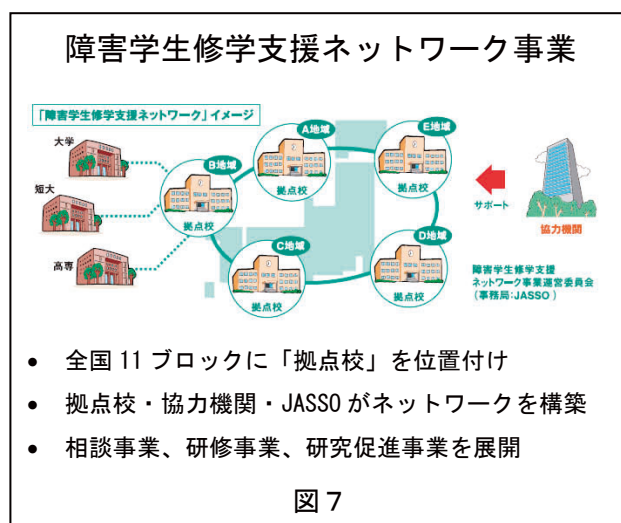


図7



## 最後に

最後になりますけれども、高等教育機関における障害学生への受け入れ体制。それは先進的な取組をしている大学もある一方で、全体としてはやはりまだ整備されていない、十分整備されているとは言いがたい状況があるのではないかというふうに考えております。また、実態調査の結果を踏まえまして、具体的な背景ということについても調査させて頂いて、今後、受け入れが促進され、受け入れている大学を支援していくことができるように取組を進めていきたいと考えているところでございます。ご承知のとおり、財政が非常に厳しい状態でありますけれども、初めて概算要求として機構の中の特別支援課の調査研究経費を盛り込むこともできました。文部科学省としても、高等教育として初めてだと思っておりますけれども、障害のある学生の特別支援に関する概算要求がなされましたので、12月に査定になりますけれども、ぜひ予算を獲得して、今後の高等教育における障害学生修学支援の充実が図られることを期待しているところでございます。私からは以上でございます。

## 参考文献

- 1) 平成 18 年度大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書, 日本学生支援機構, 2007.
- 2) はじめて障害学生を受け入れるにあたって, 日本学生支援機構, 2006.
- 3) 障害学生修学支援メニュー, 日本学生支援機構, 2006.
- 4) 日本学生支援機構 学生支援部 特別支援課 Web サイト :  
[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/index.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html)

